

## 承認第2号

専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年7月30日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 二 場 公 人

### 理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する支援のため、既に減免申請の期限を経過した令和元年度の保険料の一部についても減免できるようにするに当たり、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）を早期に改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年6月15日付けで専決処分を行ったものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、  
下記のとおり専決処分する。

記

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について（別紙）

令和2年6月15日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第8条 新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は連帯納付義務者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則 第1条～第7条 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</u> 第8条 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は連帯納付義務者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</u></p>	<p>附 則 第1条～第7条 (略)</p>